

## 大阪市告示第745号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年5月29日

大阪市長 横山英幸

### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウンあびこ駅前

大阪市住吉区我孫子東二丁目4番1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤 久誠

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(3) 変更事項

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
建物1階東側	144台
建物1階南東側	26台
建物1階南西側	23台 (うち原付9台)
合計	193台 (うち原付9台)

(変更後)

位置	収容台数
建物 1 階東側	144台
建物 1 階南東側	27台
建物 1 階南西側	19台 (うち原付 9 台)
建物 1 階北西側	3 台
合計	193台 (うち原付 9 台)

(4) 変更年月日

令和 8 年 12 月 24 日

2 届出年月日

令和 8 年 4 月 23 日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号 A T C ビル O ' s 棟南館 4 階

(2) 期間

令和 8 年 5 月 29 日 (金) から令和 8 年 9 月 29 日 (火) まで (日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和 8 年 9 月 29 日 (火)

(2) 提出先

上記 3 (1) に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)